

操作マニュアル－労災保険指定医療機関等用－(平成28年5月版)

項番	改定区分	ページ	改定後	改定前
1	変更	表紙	平成28年5月版	平成28年2月版
2	追加	12-8	「12.3 調剤の場合」の「表12-7 レコードの訂正可否(調剤のレセプト)」に分割技術料レコードを追加	－

労災レセプト電算処理システム

操作マニュアル

ー労災保険指定医療機関等用ー

平成28年5月版

厚生労働省 労働基準局

12.3 調剤の場合

12.3 調剤の場合

労災レセプト電算処理システムで訂正が可能な調剤のレセプト項目について説明します。

(1) 訂正可能なレコード(調剤のレセプト)

調剤のレセプトは、次の表に示すレコードで構成されています。レコードの訂正可否を次の表に示します。

表 12-7 レコードの訂正可否(調剤のレセプト)

項番	レコード名称	訂正可否
1	薬局情報レコード	×
2	レセプト共通レコード	○
3	労災レセプトレコード	○
4	処方基本レコード	×
5	調剤情報レコード	×
6	医薬品レコード	×
7	特定器材レコード	×
8	コメントレコード	×
9	摘要欄レコード	×
10	基本料・薬学管理料レコード	×
11	分割技術料レコード	×
12	労災薬剤費請求書レコード	×

(凡例) ○:訂正できる ×:訂正できない

レセプト共通レコードで訂正可能な項目については、「(2) レセプト共通レコードで訂正可能な項目(調剤のレセプト)」を参照してください。

労災レセプトレコードで訂正可能な項目については、「(3) 労災レセプトレコードで訂正可能な項目(調剤のレセプト)」を参照してください。